

環境影響評価方法書に関する意見票【住民意見】
 (対象事業:(仮称)浜松湖西豊橋道路)

No.	環境要素の区分	環境の保全の見地	意見等	都市計画決定権者の見解
1	000 全般 051 動物 052 植物 053 生態系	○	多くの自然や生き物が人間の手により破壊されてほしくありません。自然がなくなることでそこに住む多くの生物が住めなくなり、緑がなくなることで空気中の二酸化炭素をとり入れ酸素を出してくれる木々が減ってしまいます。新しいものをつくるのではなく、今あるものを整備し、長く大切につかうことがこれから大切になってくると思います。新しい道路をつくることで 環境を広くこわすことは絶対望みません。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
2	000 全般 011 大気汚染 051 動物 052 植物 053 生態系	○	道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます(排気ガス他) 今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととはおもえません。道路が出来ることは反対します。	
3	000 全般 051 動物 052 植物 053 生態系	○	実家が湖西で自然が沢山あり、天然記念物の生き物もいます。これからの子供達の為にも豊かな自然を残したい。自然破壊をするべきではない。道路を作るのに絶対反対です。	
4	999 その他	×	浜松湖西豊橋道路は、東名、新東名、三遠南信道路、名豊道路など一帯となり、三遠南信地域の発展に寄与する道路なので、早く都市計画決定して、事業化すべきと思います。	/